

令和3年9月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	令和3年10月1日（金）、4日（月）
所属委員	[副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 長尾トモ子 亀岡義尚



佐藤雅裕委員長

- (1) 知事提出議案：可 決・・・7件
※[知事提出議案はこちら](#)
- (2) 議員提出議案：可 決・・・2件
※[議員提出議案はこちら](#)
- (3) 請 願：採 択・・・1件
※[請願はこちら](#)

(10月 1日（金） 生活環境部)

宮本しづえ委員

県民生活に関係する非常に大事な条例議案が3本提出されているが、説明が議案第9号、第10号、第8号の順であった理由を聞く。また、各条例によって施行期日が異なっているが、記載の施行期日とした理由を聞く。

生活環境総務課長

先に新設の条例、その後に改正条例を説明した。

男女共生課長

議案第9号の福島県犯罪被害者等支援条例の施行期日は、施行前に条例の目的や趣旨を県民にしっかり周知していきたい考えであるため、令和4年4月1日としている。

生活交通課長

議案第10号の福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、条例の趣旨は自転車の安全で適正な利用を促進することとしており、原則速やかに施行したい考えであるため、公布日からの施行としている。

なお、先ほど説明した自転車損害賠償責任保険については、条例で加入義務化を規定しており、周知などにある程度の準備期間が必要と判断したため、当該部分の第16条及び第17条に係る施行期日を半年後の令和4年4月1日としている。

水・大気環境課長

議案第8号の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例は、水質汚濁防止法に基づく排水基準の経過措置の見直しに伴い改正するものである。

なお、現行の水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準の適用期間が今年11月30日までとなっているため、カドミウム及び

その化合物の部分に係る改正条例の施行期日は今年12月1日からとしている。また、亜鉛に係る施行期日は、現行法に基づく暫定排水基準の改正日である今年12月11日と合わせている。

亀岡義尚委員

議案第8号は法改正による条例の改正と理解した。議案第9号及び10号は本県独自の上乗せ条例と思ったが、上位法はあるか。また、万が一新設条例の施行期日前に重大事案が発生した場合、記載されている施行期日では何か影響があるか。

男女共生課長

福島県犯罪被害者等支援条例の上位法は犯罪被害者等基本法であり、関連する計画については、現時点で第4次犯罪被害者等基本計画が策定されている。

生活環境部政策監

施行期日前に重大事案が発生した場合には、(公社)ふくしま被害者支援センターによる窓口相談など様々な支援制度があり、現在も当事者となった被害者に対して警察や同センター、県、市町村等が支援を行っている。当該条例の制定によりさらなる意識の向上や支援策の充実を図るが、施行期日前に重大事案が発生しても対応できるようしっかり支援していく考えである。

生活交通課長

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてである。国土交通省の自転車活用推進法及び同計画においては、自転車の安全利用や利活用の促進、自転車損害賠償責任保険等の加入促進等をうたっている。加えて、当該法及び計画を踏まえ都道府県も同様の計画を策定することとなっており、本県も土木部が中心となり福島県自転車活用推進計画を令和2年3月に策定した。県計画でもうたっている自転車の安全利用や自転車損害賠償責任保険の加入促進等を当該条例にも盛り込み、推進していく位置付けとしている。

また、施行期日前に重大事案が発生した場合について、当該条例は保険加入が関係すると思う。自転車利用者が加害者となり多額の損害賠償を求められる事案が全国的に発生しており、そのような場合に備えて当該条例においても保険加入義務化の規定を設けていることを広く周知していきたい。

宮本しづえ委員

2本の新設条例は、いずれも重要だと思っている。特に県犯罪被害者等支援条例だが、犯罪として成立していないが被害を感じている段階では警察との連携をどのように図っていくかが非常に重要だと思う。中には警察に相談しても捜査につながらないケースがあり、苦情の声も少なくない。当該条例の制定により、犯罪被害者への支援はどのように前進するのか。連携が一層強化され被害者に対する支援がより厚くなることを想定するが、その辺を詳しく聞く。

男女共生課長

関係機関は県警察、早期援助団体の(公社)ふくしま犯罪被害者支援センター、県や市町村の行政期間等だが、支援の入り口は相談対応であり、相談に対し、関係機関による調整の場や連携体制の強化等を今後検討していきたい。

宮本しづえ委員

条例の内容からしても犯罪被害者への支援は当然必要であるが、犯罪に至るまでには様々な要因が複雑に絡んでいる事案が多くある。最近では、病気を患ったと思われる人から被害を受けて居住を続けるのが困難となり、公営住宅に一時避難の形を取った事案を犯罪と認定するには大変困難だったとのことだった。当該条例では居住の安定をうたっているが、警察は犯罪と認定していないものの受けている側にとっては明らかに犯罪被害となる場合、公営住宅の特定入居条件に該当する等の優先措置は図られるのか。そこまで踏み込んだ対策は可能と理解してよいか。

男女共生課長

当該条例における犯罪等とは、刑法に抵触する行為や当該条例に定義している心身に有害な影響を及ぼす行為が対象となるため、犯罪等に当てはまらない被害への対応は大変難しいと考えている。

佐藤雅裕委員長

今触れた部分は第2条の定義「(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう」だと思いが、その説明は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」は犯罪に当てはまるという意味でよいか。

男女共生課長

刑法犯及び民法上の様々な不法行為は、当該条例の対象となる。民法上の様々な不法行為の例としては、児童虐待やハラスメント等が挙げられる。

生活環境部政策監

当該条例における犯罪等の定義は、幅広く捉えている。条例制定後に施策を盛り込んだ計画策定を予定しており、先ほど説明した警察、市町村、支援団体、県による個別の対応において、宮本委員指摘の居住の安定に係る支援も進めていくと思われる。具体的な事例への対応方法は今後策定する計画に一定の基準を盛り込みつつ、弾力的に対応していくと思われる。

佐久間俊男委員

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について聞く。条例を制定する以上、道路管理者、警察、条例を所管する生活環境部の連携が重要になるのではないかと。警察は交通規則にのっとった予防対策や万が一事故が発生した場合の事故処理等を行うと思うが、道路管理者はどうか。今定例会の一般質問でも歩道や道路等の安全対策について質問があったと思うが、当該条例の作成に当たり道路管理者との連携状況を聞く。

また、万が一の事故発生時には自転車保険が重要だと思うが、本県の自転車保有台数及び損害賠償保険加入状況を聞く。

生活交通課長

まず道路管理者との連携だが、自転車の安全利用には環境が第一であり、福島県自転車活用推進計画に基づき土木部を中心に取組を推進している。当該条例の制定に当たり開催した条例制定検討委員会において、自転車の安全・安心な利用のためには道路環境の整備が必要であるとの意見が検討委員から出た。当該委員会には土木部もオブザーバーとして参加し意見交換しており、土木部との調整の結果、条例に道路環境整備という項目も盛り込むこととした経緯がある。計画と条例は両輪で進めるべきものと考えているため、条例の実効性を保つためにも今後も土木部をはじめ関係機関と連携してしっかり取り組んでいきたい。

次に、自転車保有台数については、自転車には自家用車のようなナンバー登録制度はないため、正確な保有台数を把握する手段がない。参考情報だが、(一財)自転車産業振興協会が取りまとめた平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書には、本県の自転車保有台数が推計値として84万7,000台と記載されており、1つの目安にはなると思う。

また自転車保険の加入状況だが、県が今年2月に広報誌を利用して実施した県民の声ミニアンケートの結果では、回答者1,119名のうち自転車を利用するとの回答が66%、そのうち自転車損害保険等に加入しているとの回答が48.2%であった。加えて参考情報だが、a u損害保険(株)が自転車保険の加入状況に係る全国的な調査を毎年行っている。今年3月に公表した結果によると本県の自転車保険加入割合は48.6%となっており、先ほど説明したアンケート結果の48.2%と類似する数値となっている。

佐久間俊男委員

生活交通課長からの説明で、しっかり連携できていることに安心した。また自転車保険の加入率は保有台数の半数に近いことを理解したが、条例の第16条は「自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。」となっている。自転車保険に加入しなければ自転車に乗ってはならない厳しい文言とも解釈してしまうが、どうか。

生活交通課長

佐久間委員指摘の点は検討委員会においても大きく議論されたが、自転車利用者にとっては、いつ加害者となる事故が起きてもおかしくないとの意見や、全国的には約1億円にも上る高額な賠償請求事案も発生しており、被害者の救済や加害者の経済的負担軽減の点からも自転車保険の加入を義務化すべきとの意見も出たため、加入義務化とした。

なお、自転車保険未加入では自転車に乗れないわけではない。保険加入は義務化するが、罰則規定は設けていない。ち

なみに今年4月時点で32都道府県が同様の条例を制定しているが、自転車保険の加入を義務化している自治体が22、努力義務としている自治体が10で、罰則規定を設けている自治体はない。まずは県民に対して条例の趣旨を広く周知し、自転車保険の加入促進に取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

来年4月1日の施行期日まで時間があるため、県民への情報提供や広報周知にしっかり取り組むよう願う。

コロナ禍の影響で自宅で過ごす時間が多かったこともあり、最近では自転車で遊ぶ子供たちが少なくなってしまったと思う。条例の制定によって自転車に乗れなくなるとのイメージ発信ではなく、安心して自転車に乗るために条例が存在するとの情報提供にも努めるよう願う。また、近年は町の自転車屋も廃業が多く、以前は気軽に空気を入れる機器を借りていたが今は難しい。自転車の普及も非常に重要だと思うため、力を入れるよう願う。

山口信雄委員

先ほど説明があった犯罪被害者等支援計画の策定について聞く。条例施行期日まであまり時間はないが、現時点の状況で構わないので話し合いが進んでいるのであれば詳細を聞く。

男女共生課長

今年10月及び11月に開催予定の検討委員会において、具体的な支援策を盛り込んだ計画骨子案を提示しつつ有識者からの意見を踏まえて計画策定を進めていきたい。また、パブリックコメントも実施し、県民からの意見も踏まえた計画策定に努めたい。

山口信雄委員

条例には「第3章 基本的な施策」とあるが、より踏み込んだ具体的な内容は計画に盛り込まれるのか。イメージで構わないので説明願う。

男女共生課長

条例には、必要な支援を条項としてしっかり定めつつもである。その条項を骨格としながら、各部局と調整した上で具体的な支援策を計画に盛り込んでいきたい。

生活環境部政策監

第3章で掲げた項目に係る具体的な対応については、現在の取組のほか新たな取組についてもしっかり議論した上で計画に盛り込む。具体的な内容は、条例制定の過程において委員から出た相談体制や経済的支援等の意見を踏まえつつ、第3章に規定した項目や他に要する支援等を含め条例の項目を基準としたものを考えていく。

山口信雄委員

次に、福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、例えば自転車での飲酒運転は警察が取り締まることになると思うが、自転車の適正利用に際し警察とどのように連携していくのか。

生活交通課長

山口委員指摘のとおり、警察との連携が必要と考えている。飲酒運転をはじめとした法令違反は、道路交通法に基づき警察がしっかり取り締まりを行っていくと思う。条例制定により改めて県民に自転車の適正利用に係るルールやマナーをしっかりと学び認識してもらう点は、警察と連携し効果的に周知していきたい。

生活環境部長

今の説明に補足するが、これまでも警察とは交通安全運動期間中に自転車の適正利用や飲酒運転の啓発活動に連携して取り組んできた例がある。自転車の安全利用についても、もちろんこれまでの活動を踏まえながら警察とさらなる連携を図り、県民への理解促進を図るよう取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

福島県犯罪被害者等支援条例の関連だが、相談したい場合はどこに電話すればよいか。例として児童虐待は全国共通対応ダイヤル189があるが、犯罪被害を受けた場合はどこに連絡するのか。条例では県等が対応となっているものの、実

際の相談先をきちんと考えないと絵に描いた餅になってしまうが、どうか。

男女共生課長

相談窓口は警察や（公社）ふくしま被害者支援センターも犯罪被害や性暴力等の相談を受け付けている。相談窓口については、条例制定をきっかけとし県民にさらなる周知を行っていきたい。

長尾トモ子委員

先の話かもしれないが、例えばトイレの個室に、何かあった時はここに電話くださいと書かれたシールが貼付されている例もある。犯罪被害者への支援を実行可能にするのであれば、やはり困った時にすぐ相談できる体制の構築が重要ではないか。相談によって様々な支援につながるとするため、入口の整備をしっかりと検討するよう願う

宮本しづえ委員

環境基本計画と地球温暖化対策推進計画は一体であると思う。環境基本計画の資料にパリ協定の発効、地球温暖化対策推進計画の資料にパリ協定の本格的な運用との記載があるが、今年8月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第6次評価報告書第1作業部会報告書を、私は非常に重く受け止めている。人間が現在の状況をつくり出したのだからしっかりと世界が温暖化対策に取り組まないと後戻りできないと人間の活動と現在の環境との関係を断定しており、そこまではっきり述べているのが第6次報告書の特徴である。単なるパリ協定の発効ではなく踏み込んだ報告を発表したと受け止めているため、これをしっかりと両計画に位置づけて取り組むべきではないか。

次に、男女共同参画プランについて聞く。このコロナ禍も影響し、貧困等の格差問題が非常に鮮明になった。中でも男女間の格差が極めて鮮明になったと感じるが、特に鮮明になったのは雇用の面ではないか。女性や若年層の雇用の半数は非正規雇用とのことで、コロナ禍において実質女性労働者が経済の調整弁として使用され、多くの女性が失業や休業に追い込まれるケースが多発している。これらを踏まえて私たちはどのような社会を目指すのか、特に世界的にジェンダー平等社会が共通認識となってきた時期に、この基本目標は適切なのか。

基本目標の一つを「女性の活躍の促進」としつつ、プランの主な特徴の②には「多様で柔軟な働き方の推進等」と記載されているが、実際は多様で柔軟な働き方との名目で女性が非正規雇用で非常に不安定かつ低賃金労働で働かされてきた実態を結果的に容認してしまうことになるのではないかと感じる。基本目標そのものが適切でないと思う。ジェンダー平等や男女共同参画を本格的に推進する上では、やはり男女間の雇用格差や賃金格差をしっかりと是正していくことが極めて重要な要素ではないか。男女共同参画プランの策定における認識を変えていく必要があると思う。資料に記載の表現となったのは少し残念だと思うため、見直しも含めて再度検討願う。

やはり、県が範を垂れるべきではないか。現在の知事部局における女性幹部職員の割合9%を今後は12%に改善しているが、たった12%なのか。あんまりにも少な過ぎる。9年後にたった3ポイントの上昇で県はよいのか、当該プランは外に見せられない。この分野にはもっと野心的な目標を持って取り組むべきだと思うが、何か考えがあれば聞く。

佐藤雅裕委員長

整理するが、質問はIPCCの考え方を計画に反映させること、男女共同参画プランの基本目標は現状を踏まえてこの内容でよいか、の2点か。

宮本しづえ委員

そのとおりである。

環境共生課長

IPCCの第6次評価報告書が以前の報告書よりも踏み込んだ内容であることは承知しており、まさに世界が直面するとの危機感を訴える報告書だと思っている。計画改定は現在も作業中であるため、きちんと盛り込むよう検討会において議論し対応していきたい。

男女共生課長

宮本委員指摘のとおり、コロナ禍において雇用に関し女性が大きな影響を受けたことは認識しており、しっかりと改善し

ていかなければならないと思っている。そのため、重要と考える女性の経済的自立の促進の面から就業支援等をしっかり取り組んでいくことを計画に盛り込んでいきたい。

また、資料に記載している「多様で柔軟な働き方」の文言だが、コロナ禍の中でテレワーク等在宅での仕事の形態が促進された面がある。性別関係なく様々な就業形態を求めているケースもあるため、多様な働き方が提供でき、おのおのが生活に合わせて就業することも重要とした。決して非正規雇用を進めるわけではなく、新たな働き方も大事であるとの視点で計画に盛り込んでいる。

さらに、改定後の男女共同参画プランにおいては知事部局の管理職における女性職員の割合を12%以上としているが、各部局に対しては最大限適切に掲げた目標に向けた取組を着実に進めるよう求めている。なお、12%以上という指標は、総務部人事課が作成している福島県職員男女共同参画推進行動計画における令和7年度までの目標値12%をベースとしているところであり、一方、男女共同参画プランの計画期間は12年度までとなっていることから、進行管理の中では7年度までに12%を達成するよう求めている。

佐藤雅裕委員長

各部門別計画や個別計画はしっかり内容を詰め、今定例会で審査する新たな福島県総合計画を達成するための各部門における取組としてしっかりと進めるよう願う。

以前も委員会や本会議で数回述べたが、せっかく計画の見直しに取り組んでいる中でふくしまユニバーサルデザイン推進計画の名称へのこだわりが気になる。ユニバーサルデザインとの言葉を改めて辞書で調べてみたところ、「年齢や能力の如何にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建物・建造物などのデザイン」と記載あった。いくら心など様々なものを含んでいると説明しても、一般県民等には伝わらないのではないかと。県職員は当然理解していると思うが、今後県民総ぐるみで総合計画や部門別計画に取り組んでいくときに外部にしっかりと理解してもらわないと意味がないのではないかと。計画内にユニバーサルデザインの言葉が盛り込まれることは問題ないが、やはり名称は皆が理解できるものにすべきだと思うが、考え方を再度説明願う。

男女共生課長

ユニバーサルデザインの推進については、これまでも、ハード整備のみならず、こころのユニバーサルデザインを基盤施策の柱に位置づけながら普及啓発を図ってきた。佐藤委員長の指摘を踏まえ、今後は各部局が一体となりこれまで以上に県民の理解促進に取り組んでいきたい。

生活環境部政策監

佐藤委員長からは、これまでも名称に係る意見があった。男女共生課長が説明したとおり、現状はサブタイトルにしっかり位置づけて進めていくことである。今年度審議委員が参加する会議に出席したが、当該計画策定時から関わっているNPO法人等からも意見があった。先ほど委員長がユニバーサルデザインの意味を述べたが、その本体をより進めるべきとの意見もあった。現計画は専門家の意見を踏まえながら策定を行ってきたプロセスもあるため、委員長の意見は宿題とし、今後どのようなタイミングで対応できるか、時間をかけて検討したいと考えている。

佐藤雅裕委員長

分かりやすく皆が共有できる名称とするよう改めて願う。

宮本しづえ委員

福島県地球温暖化対策推進計画の資料には、2030年までにCO₂排出量を50%削減すると記載ある。これは間接排出量を示していると思うが、50%削減した場合の総排出量はどの程度と想定しているか。

環境共生課長

2013年度の排出量1,870万tを基準年度とし、この数値から50%減で約935万tの削減と考えている。

生活環境総務課長

午前中に亀岡委員から質疑のあった議案説明資料の順番について、説明に誤りがあったので訂正する。新設条例が先と

述べたが正しくは建制順であり、議案番号は施行期日の順である。結果的に新設条例が先となっているが説明は誤りであったため、お詫びして訂正する。

佐久間俊男委員

先ほど部長説明でも触れていた、除去土壌等の搬出について確認する。汚染状況重点調査地域における搬出状況は100%に近いと思っているが、例えば、搬出時に土地権利者の許可が必要なものの土地所有者が既に移転していたり土地形態が当時の土からアスファルトやコンクリート舗装になっている等で、なかなか搬出できないとの状況を聞いている。県として市町村に対しどのような指導をして搬出するのか。そのような状況について、当然まずは市町村から県に報告があると思っているが、実情を聞く。

除染対策課長

搬出が困難な除去土壌のうち住宅や事業所で現場保管されている土壌は今年8月末時点で約800か所確認されており、各自治体では年度内の中間貯蔵施設への搬入に向けて土地所有者等と調整などを行い事案の解消に努めている。県としても、国も含め関係自治体と会議等を開催し、搬出が円滑に進んだ取組事例等を情報共有するなどの支援を行っている。

佐久間俊男委員

約800か所との説明があったが、既に搬出が完了した自治体もあると思う。やはり本県にとって、風評払拭の観点から除去土壌の搬出が大変重要ではないか。近々審議される新たな総合計画は、風評払拭のために取り組んだ結果を踏まえた計画として県民に正しく理解されることが大切である。除染対策課長が説明した約800か所の除去土壌が年度内に搬出可能となる環境を整備してもらいたいが、どうか。

除染対策課長

約800か所の半分は、工作物等を造ったりアスファルトで駐車場にする等の上面利用となっている。そのような土地利用者の事情等もあるが、年度内に極力解消できるよう、各自治体の取組を県も全力で支援していく。

佐久間俊男委員

形態も含め10年前とは土地の状況が変化していることは理解するが、まだ除去土壌搬出が進んでいない状況かと思う県民もいるのではないかと。国や市町村と連携しながらぜひとも取り組むよう要望する。

宮本しづえ委員

佐久間委員指摘の点は私も気になっていた。土地所有者が変わった場合、形態が不明なまま土地を購入した事例が結構あるのではないかと。既に建物が造られていたり駐車場が整備されている場合、埋設されている除去土壌は一旦建物等を壊して搬出しなければならない。その際は費用の問題も出てくるが、費用負担はどのような考え方なのか。

除染対策課長

埋設されている除去土壌は将来的には搬出することとなるため、例えば上物を造った場合はこれまでも土地所有者に対し撤去を求めた上で、除去土壌の掘り出しを進めてきたところである。

宮本しづえ委員

今の考え方が理解できないわけではないが、それは不動産取引において重要事項に含まれるのではないかと。知らされないうまま購入契約してしまった結果そのような問題が発生しているが、それを購入者個人の責任と言ってしまふのは非常に問題があるのではないかと。何らかの形で搬出できる支援策を考えていかなければ除去土壌の100%搬出は完了しないと思うため、国とも協議するよう願う。

次に、帰還困難区域の復興再生拠点区域外に係る除染について聞く。国は帰還希望者に除染するとの方針を示したが、除染の範囲はどのような考え方なのか。

除染対策課長

まず除去土壌の埋設が不明なまま購入し搬出が困難になっているとの指摘については、搬出に時間を要していたり所有者による土地利用の考え方が変わったとの理由で工作物等を造ってしまった案件がほとんどである。

次に、先日国が示した帰還困難区域の復興再生拠点区域外における除染の考え方については、まずは帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、地元自治体の意向を十分に酌み取りながら除染の範囲決定を進めていくよう国に求めていきたい。また、帰還意向のない住民の土地や家屋等に係る除染の取扱いや生活圏に係る除染の範囲についても、地元自治体と真摯に協議を重ねた上で意向を十分に踏まえながら帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて除染等含め最後まで責任を持って取り組むよう国に求めていきたい。

宮本しづえ委員

除染の範囲については家屋及び宅地ほか、森林除染は生活圏から20m以内の森林、加えて公共的な道路も含まれていると思うが、農地はどのような取扱いなのか。

除染対策課長

先ほど説明したとおり、今後国が各自治体等の意向を十分に酌み取りながら除染の範囲等を決定するとしているため、農地も同様に地元自治体の意向を十分に踏まえながら進めるものとする。

宮本しづえ委員

知事も地元の意向を踏まえると何度も述べているが、帰還困難区域は現在も比較的線量が高い地域が多いため、戻りたい住民の帰還できる条件整備が重要ではないか。同じ町でも地域で状況は異なっており、地域毎に線量を測定する等の細やかな要望が実際に反映されるのか非常に不安である。それでも戻りたい住民にとっては生活圏となるため、安心して帰還できるための環境整備が必要であり、例えば生活圏も宅地から20m以内とは単純に決められないのではないかと。丁寧に調査した上で除染を進めないと、帰還を希望しても戻れないケースが発生する可能性があるため、市町村ともよく協議した上で実態に即した除染を実施し、本当に安心して住める環境の整備を要望する。

山口信雄委員

除去土壌の現場保管に関連して聞く。先ほど県内約800か所に除去土壌の現場保管が残っていると説明があったが、新聞では郡山市に約500か所、福島市に約200か所と報道されており、都市部の割合が高い状況である。現在の所有者が搬出を必要ないと判断しているためだと思うが、これだけ数が多いと将来の相続時や所有権変更時に搬出の要望があった場合はどうなるのか。新聞では現在搬出不要としても今後変わる可能性があることを指摘しており、環境省の担当者はあくまでも来年3月末はおおむねの目標であり、来年4月以降も搬出作業が続く可能性を認めているとの記載であった。基本的には今年度末が区切りだと思うが、将来的に再び話が出る可能性もあるのではないかと。その時点で当事者が当時の状況を分からずどのように対応するかが課題であると思うため、そのようなケースも想定して環境省と協議していくのか。

除染対策課長

先ほど搬出に向けて極力取り組んでいくと説明したが、仮に年度内の搬出ができなかった場合でも、当然各市町村が管理を続ける。委員指摘のとおり、土地所有者が代替わりした際に搬出の意向が変わる場合も想定されるため、将来的にそうなった時点で個別に調整した上で、国の責任で搬出を進めることになる。

山口信雄委員

今の説明で少し安心した。そのような余地を残しておくよう要望する。

佐藤義憲副委員長

福島県ツキノワグマ管理計画について聞く。最近、ツキノワグマの生息範囲が広がっているとの懸念も示されている。同計画の期間は来年3月までだが、次期管理計画の考え方及び現状分析の状況を聞く。

自然保護課長

佐藤副委員長指摘のとおり、福島県ツキノワグマ管理計画は今年度末が終期であるため、現在有識者等の意見を踏まえながら改定に向けた作業を進めている。改定作業において重要なポイントが数点挙げられているが、その中に副委員長指摘の生息範囲の拡大がある。これまで会津地域中心だった生息範囲が最近の田村市での捕獲事案も含め阿武隈以東に広がっていると推測しており、次期計画にどのように盛り込むか作業を進めている。また、喜多方市など近年多発している市

街地出没への対応等課題が挙げられているため、引き続き有識者の意見を踏まえながら改定作業に取り組んでいきたい。

佐藤義憲副委員長

現在会津大学が研究を進めているツキノワグマの生息範囲に係る調査実証は自然保護課長も既知だと思うが、多方面で連携しながら進めるよう要望する。

長尾トモ子委員

前回6月定例会の常任委員会で、自然保護課長に対し国立公園における雑木の繁茂について観光で素敵な景色を見てもらう点や自然保護の点からも重要であるためどのように対応するか質問したところ、環境省と相談しながら対応するとの説明であったと思うが、その後の経過を聞く。

自然保護課長

前回、環境省による主に外部から観光客を呼び込むことを目的に取り組まれている国立公園満喫プロジェクトについて、今年度磐梯朝日国立公園が対象になったため今後各市町村や事業所等の様々な関係団体で構成する地域協議会を設置して協議を進めていくと説明した。その後、7月に地域協議会を開催し、今年度中にステップアッププログラムを策定する予定だが、長尾委員指摘の修景伐採については7月に開催した地域協議会においても多く意見が出されたところであり、同プログラムの策定に向け今後部会で具体的な議論をしながら検討を進めていく。

長尾トモ子委員

地球温暖化の影響もあるためか、雑木が結構伸びている。協議会を設置したのであれば、速やかに実行するよう願う。

次に、猪苗代湖における水草の回収について聞く。琵琶湖から借用した刈取り船を猪苗代湖に10日間稼働させたとのことだが、当該期間における効果及び前年度比の回収量を聞く。また、来年度から県独自で刈取り船を所持するが、稼働時期等を併せて聞く。

水・大気環境課長

猪苗代湖における刈取り船によるヒシの回収だが、今年度は委託により7月30日から8月10日までの10日間で約4.4ha、約101tの刈り取りを行った。昨年度も同様に10日間実施したが、約7.8ha、約93.5tで今年度は昨年度よりも若干回収量が増えている。

なお、現在県独自で刈取り船の整備を進めている。今年度中の整備を目指し制作依頼中であるが、来年度以降は整備した船を用いて年間約50日の稼働を予定しており、今年度比約5倍の日数で刈取りの強化を進めていく。

長尾トモ子委員

10日間で約100tとなると50日間の稼働では約500tか。私も猪苗代湖を船で全周してみたが、水草が大変繁茂していた。手作業で回収している団体もあるが、とても量が多く回収しきれない。漁業の底引き網のような手法で回収しないと駄目かと思うほど繁茂している。県独自の刈取り船による回収はもちろんだが、効果的な回収につながるような様々な方法の検討を願う。

また、猪苗代湖の汚濁にはモーターボート等の影響もあると思うため、回収と並行して湖の汚濁防止を意識付ける啓発活動の実施も重要ではないかと思うが、考えがあれば聞く。

水・大気環境課長

猪苗代湖におけるプレジャーボートやモーターボートの利用については、猪苗代湖水面利活用基本計画に基づき、水環境保全の観点から湖面利用の設定エリア遵守や燃料油の排出防止等、水環境に配慮した適切な利用を求めている。今後も、湖岸付近の営業者やモーターボート利用者に対する啓発活動を進めていきたい。

三瓶正栄委員

部長説明で触れていた西郷村、棚倉町及び石川町における不法投棄について、原因者が判明しなかった場合の対応方法を聞く。

産業廃棄物課長

部長説明のとおり、一昨日から行政代執行により大型土嚢袋で保管するための作業を開始した。原因者を特定した際には求償や処分を求めていくが、不明のままの場合や特定したものの処分しない場合も想定される。今後大型土嚢袋が経年劣化し新たな対策を取る事態が発生した場合は、県による処分についても改めて検討したい。

三瓶正栄委員

原因者が特定できなかった場合は、県が処分するとの理解でよいか。

産業廃棄物課長

その時の状況を踏まえ処分も検討するということである。

三瓶正栄委員

承知した。昨日の一般質問でごみのポイ捨てについて触れられていたが、中には条例を定めている自治体もある。三春町を例にするが、約20年前に私が条例を提案したところ、三春町ポイ捨て等の防止に関する条例が制定された経緯がある。本県は条例を制定していないが、他県はどうか。

一般廃棄物課長

正式な調査結果ではないが、約半数の自治体が何らかの条例を制定済みと聞いている。

三瓶正栄委員

条例の制定によって県民一人一人が環境美化への意識高揚につながり、さらに環境のよい本県になるよう期待するため、今後の積極的な取組を願う。

(10月 4日 (月) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画2ページ、福島イノベーション・コースト構想推進事業で年間所要見込みによる補正として2,706万5,000円計上されている。福島イノベーション・コースト構想のPR、すなわち成果の見える化及びその手法についての調査実施に係る所要経費との説明があったが、イノベ事業は随分長期間取り組んでいるにもかかわらず改めて調査が必要になった理由を聞く。また、委託でなければできない事業なのか。県として関係者とじっくり話し合いながら最適な方法を考えていく事業かと思うが、委託となる理由を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

令和元年12月に復興庁、経済産業省及び県が取りまとめた「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づき各種取組を進めており、浜通り地域等において復興事業が一巡した後も、全国と同様に域内総生産が成長し自立かつ持続的な産業発展の実現を目指す目標を定めている。

新たな総合計画の策定において全庁的に指標を増やすこととしており、当該構想についても域内総生産をはじめ様々な指標を掲載している。当該構想は復興においても重要な役割を担っているため、新たな総合計画で定めた指標以外についても現状をしっかりと把握し明確化していくことが非常に重要であり、それによって当該構想への理解や参加促進を図るとともに、今後県が当該構想を推進していく際の施策展開における重要な基礎的資料にもなると考えている。

宮本委員指摘のとおり本来県で考えるべきであることは承知しているが、当該構想はドローンや廃炉等の新しい分野が多い。指標を定める際の多くは統計指標を用いるが、どうしても既存の統計指標からはつかめない場合があるため、今後の分かりやすい発信には既存の統計指標にとどまらず新たな独自調査も含めて指標を検討していきたいと考えている。基本的な検討は県が設置するワーキンググループにおいて進めるが、県単独で難しい場合は民間の調査会社等にも協力を求めながら取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

福島イノベーション・コースト構想の関連事業に地元事業者がどの程度関わっているのかは、県がしっかりと把握しなけ

ればならないのではないか。今になって、民間会社に調査を委託しないと全体像が把握できないとはいかかなものかと思う。それだけ地元事業者にとって当該構想が本当に必要な事業としてまだまだ受け止められていないことを意味するのではないかと。当該構想一辺倒の復興の在り方そのものに違和感があり、地元事業者もそのような思いを持っている気がする。むしろ、県が丁寧に地元事業者の要望を聞いたほうが地元の復興に役立つと思う。調査自体を否定するわけではないが、本来はそのような丁寧な取組を県が実施すべきであると要望として述べる。

次に、CDO（最高デジタル責任者）補佐官の2名について聞く。高度情報化推進費に計上されている予算は相談に係る報酬費用だと思うが、2名のCDO補佐官について詳しく聞く。

デジタル変革課長

福島県デジタル変革（DX）推進基本方針に設置を記載しており、方針策定の際も、民間等の専門家から助言等の協力を得ていた。CDOには鈴木副知事が就任したが、CDO補佐官には民間の専門家から適切な助言等をもらうため、会津大学理事の岩瀬次郎氏とアクセント・イノベーションセンター福島の中村彰二郎氏に委嘱した。基本的に非常勤で、必要に応じて、月1～2回程度直接またはオンラインで助言をもらい、その都度報酬を支払う想定としている。

宮本しづえ委員

中村彰二郎氏が所属する会社は、どのような業務を行っているのか。

デジタル変革課長

アクセント・イノベーションセンター福島は会津地域で情報関係のコンサルティングやソフト開発等を行っており、中村氏は同センターの共同統括に就いている。現在、会津若松市や会津地域で、スマートシティ等のデジタル化による技術的な取組を進めており、その分野で専門家としての実績を持つ中村氏を選定し、具体的な知見等を助言してもらうため委嘱した。

宮本しづえ委員

特定の企業にCDO補佐官を委嘱する方法は気になるため、もう少し公平性を確保できる人選が必要であったと思うが、どうか。

デジタル変革課長

鈴木副知事がCDOに就任し、高度な政策的判断への助言が求められることを想定し、県内での実績や国との関係等を事前に確認する必要があるため一般的な公募等にはなじまないと判断した。

宮本しづえ委員

より公平性を確保できる人選を引き続き検討するよう、要望として述べる。

次に、応急仮設住宅供与終了後の使用貸付住宅の退去等を求める民事調停の申立てに係る議案について聞く。議案第33号及び34号は国家公務員宿舎の入居者に対し退去や家賃の支払いを求める内容の調停だが、各事案の世帯状況、世帯構成及び未払いの家賃総額を可能な範囲で聞く。

生活拠点課長

まず議案第33号については、単身や家族での入居者がいる。使用料に相当する形での家賃は約1万7,000～5万9,000円であり、未納額は3世帯分で計370万円である。

宮本しづえ委員

議案第33号の3件について、子供や高齢者が一緒に住んでいる世帯はあるか。

生活拠点課長

高齢者はいないが、子供と一緒に住んでいる世帯はある。

宮本しづえ委員

子供は何歳か。

生活拠点課長

成人している。

宮本しづえ委員

調停申立ての理由について、なかなか会えないため調停の場という公的な話し合いの場を設定したと説明していたが、一度も会えていないのか。

生活拠点課長

例えば訪問、面談、電話、手紙等の方法で78回の連絡を取ろうと試みたが、応答があったのが12回であり、その12回もほとんどは令和元年度以前で最近では連絡が取れていない。また、同様の手法で57回の連絡を取ろうと試みたが、一度も連絡が取れていない者もいる。

宮本しづえ委員

先ほどの説明からすると、県とセーフティーネット契約を締結したもののその後家賃が支払われておらず退去の求めにも応じていないと理解するが、議案第33号及び第34号の4件は全て正式に契約締結され、契約書も存在するとの理解でよいか。

生活拠点課長

宮本委員指摘のとおり4件全て契約締結されているが、2年目の契約書に係る手続が済んでいない者もいる。

宮本しづえ委員

最初の段階では全4世帯がセーフティーネット契約を締結したが、2年目以降の締結が済んでいない世帯が大部分と理解してよいか。

生活拠点課長

大部分というか、そのような者もいる。

宮本しづえ委員

第34号の者は既に退去しており家賃が未納との理解でよいか。

生活拠点課長

退去済みで同市内に住宅を確保している。家賃は支払われていない。

宮本しづえ委員

最初の段階では全世帯がセーフティーネット契約を締結したとのことだが、その後家賃が支払われないのはそれなりの理由があったのではないかと。その理由を聞くような機会を設けることはできなかったのか。

生活拠点課長

先ほど説明したとおり、県から連絡を取って相談に乗れるよう何回も試みたが、結局連絡が取れず現在に至っている。使用料の未納については来年4、5月に時効を迎えるため、今回やむを得ず調停の申立ての形を取った。

宮本しづえ委員

国家公務員宿舎の東雲住宅に入居している避難者には、複雑な事情を抱えている者がいる。県とセーフティーネット契約を締結した世帯もあれば、そうでない世帯もある。締結していない者の中には家賃も支払っていない者もいるのではないかと。今回の議案はセーフティーネット契約を締結したものの履行されていないためであるが、ほかにも類似の事例はある。恐らく、自分たちだけがなぜこのような法的措置を取られるのかと疑問を抱えているのではないかと。今回の件以外に、国家公務員宿舎の入居者で家賃を支払っていない者については把握しているのか。

佐藤雅裕委員長

議案に絞った質疑を願う。

宮本しづえ委員

今の件は後程聞く。

議案第35号の相手方は浪江町民だと思うが、どの地域から応急仮設住宅に入居しているのか。

生活拠点課長

18戸ある森合町仮設住宅に浪江町民が入居していることは公になっているが、地域名は個人情報への配慮から説明を控えたい。

宮本しづえ委員

地域名を説明しないことは単に個人情報への配慮ではない。例えば帰還困難区域の住民とすると、大熊町及び双葉町の帰還困難区域はまだ延長となるが、2町以外の帰還困難区域における住宅の無償提供は昨年3月末時点で終了している。同じ帰還困難区域であるにもかかわらず分断に持ち込まれた現実があり、その中で今回退去に係る調停を申し立てられることに本人は納得していない場合もあると思うため聞いたが、帰還困難区域か。

生活拠点課長

浪江町の帰還困難区域である。当該相手方は単身で入居しており、これまで県や町の職員が約20回訪問している。さらに7～9月には、私も約10回訪問したが、ほとんど面会できなかった。個人情報の点から詳細は控えるが、一度だけ面会できた際は、今の東京電力の原子力災害に対する不満等とはまた別の不満を持っているようであった。家族は既に復興公営住宅へ転居しており、本人も同様に転居を予定していたが、当日になり拒否した。

宮本しづえ委員

帰還困難区域からの避難者と説明があったが、浪江町、富岡町、葛尾村等の帰還困難区域からの避難者は、実際にはまだ元の場所に帰還できない。特定復興再生拠点区域外についても、希望すれば除染を行い避難指示解除の取組を進めるとの新しい方針を国が8月31日に示したが、時期ははっきりしてない。さらに、この方針を踏まえるとなると除染を希望しなければならないため、当該相手方が浪江町の帰還困難区域に帰還できる状況にはなっていない。その中で県、浪江町が帰還困難区域の応急仮設住宅や借り上げ住宅の無償提供終了を認めたことに対する不満、不信感があるため会わないのではないかと。恐らく、町も一緒になり致し方ないことを理由として無償提供終了を認めてしまった行政に対する不信感が、かたくなな態度につながっていると思うが、どうか。

生活拠点課長

県としても宮本委員指摘の内容を把握し支援するためまずは話したいと思っているが、実際はそうでない。今回提案した議案が議決となった暁には民事調停の手続を進めるようになるが、併せて関係機関と連携し新たな住まいの確保に向けた支援を続けていきたい。単純に民事調停の手続を進めていくだけではなく、最後まで支援を続けていきたい。

宮本しづえ委員

帰還困難区域からの避難者のうち、応急仮設住宅からの退去を求めたが未退去の事例はこの1件だけか。

生活拠点課長

そのとおりである。

宮本しづえ委員

大熊町及び双葉町の応急仮設住宅供与期間は、令和5年3月末までとさらに1年延長されたが、それ以外の帰還困難区域を抱える自治体は延長されないため退去を求めており、矛盾している。当該相手方が個人的に事情を抱えているかもしれないが、根本的な問題は2町を除いた帰還困難区域の応急仮設住宅供与を昨年3月末で打ち切ってしまったことではないか。この相手方のみならず納得しない避難者がいるのは当然だと思うが、県はこの方法で……

佐藤雅裕委員長

宮本委員に述べるが、その内容は一般的事項に含まれるため、議案について質疑願う。

宮本しづえ委員

会えないため調停の申立てに踏み切ったとのことだが、根本的には先ほど指摘した問題があることをきちんと理解した上で県は当該相手方に対応していく必要がある。調停が不調になれば次は裁判しかなくなってしまうが、そのような方法で本当によいのか。大変疑問に思うため、対応を誤らないよう指摘しておく。

三瓶正栄委員

宮本委員の質疑に関連するが、部長から9月1日にデジタル庁が発足すると説明があった。私も今定例会の一般質問において、県は行政のデジタル化に取り組む市町村をどのように支援していくのかと質問したところである。また、鈴木副知事がCDO、会津大学の岩瀬氏及びアクセンチュア・イノベーションセンター福島の中村氏がCDO補佐官の3名による推進体制でスタートした福島県デジタル変革（DX）推進基本方針について、地域面と行政面の2本柱により今後進めていく旨が先般報道されていたが、詳細を聞く。

デジタル変革課長

まず行政のDXについては、県職員の意識改革と行動変容から着手し、行政手続のオンライン化や行政サービスの向上に向けた取組を進めることとしているが、ウェブ会議やテレワークの推進等は既に実施している。この取組は県のみならず市町村においても重要であるため、システムの標準化や共通化等国が進める部分の導入時に係る支援や、人的、財政的な制約でなかなか取組が困難な市町村への伴走型支援等を具体的に展開したいと考えている。

次に、地域のDXについては、県政のあらゆる分野にデジタル技術を活用した施策を展開し、それにより新たなサービスの創出や企業、農業者等の経営の効率化、競争力の強化等に資する取組を進める。例えば関係人口の創出や中小企業等のデジタル化支援、スマート農林水産業の推進による経営の効率化、担い手の確保につなげていく等6つの分野で取組を進め、デジタル技術の活用と既存のアナログな手法の最適化を目指し、県民がデジタル化の恩恵を実感できる施策を展開していきたい。

三瓶正栄委員

当該基本方針の対象期間を聞く。

デジタル変革課長

今年度から令和7年度の5年間であるが、中間年度の5年度に見直しを予定している。

三瓶正栄委員

これから59市町村においてDXが進むと思われるが、私が訪問した自治体の職員から「今後はICT技術のアドバイザー派遣をぜひお願いしたい。やはり専門家の指導でないと難しい部分もある」との声を聞いているため、今後は市町村との連携をさらに密にして前進するよう要望して質疑を終える。

宮本しづえ委員

最近の自然災害多発及び再生可能エネルギーの導入拡大の関係について、現在県内各地で発生している様々な矛盾への整合性をどう図るかが非常に大きな課題の一つだと思う。計画には課題解決の様々な調整を図ると記載あるが、その実現のための施策展開がよく見えない。これは土地利用基本計画であり、自然災害等への対策までは記載が難しい部分もあると思うが、考えがあれば聞く。

また、「(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化」に本県の特有の状況として複合災害という文言が使用されているが、要は原発事故と自然災害が複合的に発生し現在も影響が続いているとの特性を示している。そして「(3) 県土利用の現状」には県土面積のうち森林が71%を占めると記載あるが、森林機能は原発事故の関係で十分に機能が回復できていない問題がある。この機能回復にどのように取り組んでいくのかとの観点も重要ではないかと思うため、考えがあれば聞く。

復興・総合計画課長

様々な自然災害との関係については、農地法や自然公園法等の所管法令に委ねることになる。ただ、県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会においても静岡県熱海市の土石流被害等を非常に懸念しており、「2(5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)」の「ウ 県土の安全性を高める土地利用」に防災・減災、国土強靱化を掲げた。計画の実現に向けた措置は、「3(3) 県土の安全性を高める土地利用」において、ハード、ソフトが一体となった対策を盛り込んでいる。具体的には、盛土など土地の形質を変更する行為に対して土砂流出や崩落、その他の災害の発生の恐れがないように関係法令に基づき規制し、との文言を入れる予定である。

加えて、「土砂災害等のリスクの高い地域の土地利用制限やより安全な地域への居住の誘導など、被害を最小限に抑える土地利用の推進」や、3（5）の「農地や森林などの転換に当たっては、自然災害等に対する安全確保や流域における水循環や環境保全に配慮した慎重かつ計画的な実施の促進」等の文言は、部会からの意見を踏まえて記載している。

また、県土面積のうち森林が71%を占める点については、本県の特徴であると考えている。森林の多面的機能なども部会で多く議論されてきたため、関係部局としっかり調整しながら土地利用を進めていきたい。

宮本しづえ委員

部会での議論を経た内容とのことだが、本県で起きている一番の問題は県内各地で大規模な林地開発を伴う再生可能エネルギーの計画が行われていることである。森林の持つ多面的機能をしっかり守りながら再生可能エネルギーの推進を図るのか。この関係に係る考え方は明確な位置づけを持って整理しないと、結果的に現行法の中で安全対策を講じていくだけとなり守り切れない部分も多く発生してしまう。当然法律や基準の見直しも必要となるが、その見直しがないと何もできないわけではない。例えば各自治体による条例制定も可能であるため、県の考え方を一定程度整理した上での土地利用の在り方が必要ではないか。その点について、これまでどのように議論されてきたのか。また、今後の計画にどのように生かしていくのか。

復興・総合計画課長

再生可能エネルギー先駆けの地を標榜している本県として、宮本委員指摘の内容は非常に重要である。「2（5）県土利用の基本的な考え方（基本方針）」の「エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用」に「再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用状況や、防災、自然環境への配慮はもとより、適切な維持管理、事業廃止後の撤去など地域との共生を重視し、持続可能な社会の実現に向けた適切な県土利用を推進する」、計画の実現に向けた措置には「自然環境と調和する再生可能エネルギー」と記載している。これらの基本的な考え方を踏まえつつ、個別の取組は担当部局で対応していくことになる。

宮本しづえ委員

民事調停の申立て関連で聞く。まず、避難指示区域外から県外への避難者数及びそのうち国家公務員宿舎に入居している世帯数または人数を聞く。

避難者支援課長

復興庁が集計している県外避難者約2万8,000人のうち、避難指示区域外からの人数は約1万人と考える。

生活拠点課長

県外の国家公務員宿舎の入居は、今年8月末現在で県のセーフティーネット契約を除くと13世帯である。

宮本しづえ委員

セーフティーネット契約も含めた数を聞く。

生活拠点課長

セーフティーネット契約による国家公務員宿舎の入居が32世帯、他県の国家公務員宿舎の入居が13世帯の合計45世帯である。

宮本しづえ委員

国家公務員宿舎の入居が45世帯、セーフティーネット契約を除いた入居が13世帯とのことだが、これはどのように捉えればよいか。

生活拠点課長

国家公務員宿舎の入居全体数が45世帯、そのうち県のセーフティーネット契約による入居が32世帯である。

宮本しづえ委員

45世帯のうちセーフティーネット契約による入居が32世帯とのことだが、その45世帯のうち2倍家賃または3倍家賃を請求している世帯数はセーフティーネット契約の32世帯との理解でよいか。

生活拠点課長

32世帯全てではない。例えば、生活保護世帯などには2倍家賃を請求していない。

宮本しづえ委員

32世帯のうち2倍家賃を請求している世帯数を聞く。

生活拠点課長

25世帯である。

宮本しづえ委員

45世帯のうち2倍家賃請求が25世帯であるため、約3分の2の世帯が2倍家賃を請求されていることになる。45世帯のうち、毎月家賃を支払っている世帯数を聞く。

生活拠点課長

生活保護世帯の3世帯は、使用料の形で家賃相当となっている。残りの世帯はセーフティネット契約等が終了しているため家賃ではなく損害金での対応となるが、支払いがなされているのは1世帯のみである。

宮本しづえ委員

45世帯のうち生活保護世帯を除くと42世帯、その中で家賃の支払いがなされているのは1世帯のみ、残り41世帯は家賃の支払いがなされていない状況で現在も入居中との理解でよいか。しかし、セーフティネット契約は32世帯であるため、45世帯からそれを除いた13世帯については、宿舎がある東京都等の都道府県から退去が求められているのか。避難先の都道府県から退去を求められている世帯数を聞く。

生活拠点課長

45世帯から32世帯除く13世帯については、他県で国家公務員宿舎を供与していた。供与は終了しているため、退去を求められているとの点では13世帯全てではないかと思う。

宮本しづえ委員

今の説明は、供与が終了したため退去が求められているのであろう、との意味ではないか。本県のように、調停や裁判等の法的な措置によって退去や家賃の支払い請求を受けている世帯数は把握しているか。

生活拠点課長

国家公務員宿舎の中では把握していない。

宮本しづえ委員

避難指示区域という区割りは国が決めたが、避難の状況自体に変わりはない。また、セーフティネット契約締結の状況によって、法的な手段による退去が求められているかどうか分かれているのも現実である。

本県は被災県として、避難者に一番寄り添わなければならないと思う。しかし、避難者に一番冷酷な対応をしている県になってしまっているのが現状だと受け止めざるを得ない。他県において、契約期間は終了しているが法的手段を用いてまで退去を求めるケースはまだない。

国家公務員宿舎の大部分は東京都かと思うが、13世帯に東京都以外の都道府県はあるのか。

生活拠点課長

神奈川県で供与していた。

宮本しづえ委員

東京都と神奈川県にあるとの説明だが、どちらも法的手段を用いてまで本県の避難者を追い出すことはしていない。やはり本県が一番避難者のことを真剣に考え安定した住まいを確保するために支援すべきであるが、真っ先に避難者を法的手段で追い出す措置を取る県になってしまっている。このような県政の在り方でよいのかが問われているのではないか。

また、2倍家賃を支払ったり借上げ住宅の供与終了後に自分で家賃を払っている避難者がたくさんいるのも事実である。災害救助法に基づく措置が4年前に終了したこと自体が現状の根本にあるため、県政の在り方を考えないといけない。

新たな総合計画では一人一人寄り添ってやさしい県政を、SDGsでは誰一人取り残さない考え方をうたっている。その観点で県政に取り組むのであれば、避難者をこのような形で扱ってよいのか、新たな総合計画に取り組んでいくと胸を張って言えるかが問われていると指摘したい。誰も取り残さず、最後まで支援する立場で対応すべきではないか。他県と同様の対応でも全くおかしくない。なぜ本県だけがこのような対応を取るのかがどうしても理解できないため、この点について改めて聞く。

生活拠点課長

何度も戸別訪問や現地の相談会を実施し、安定した住まいの確保等生活再建に向けた支援に努めてきた。先ほど説明したとおり何度も連絡を試みているが、実際は連絡にも応じてもらえていない。今回は使用料の未納分に係る時効が来年度当初に到来するため、やむを得ず民事調停の申立てを行う判断に至った。

宮本しづえ委員

現在見直し中の再生可能エネルギービジョンについて、本県の再生可能エネルギーはどのように推進していくのか。地域密着型の再生可能エネルギーを進めるとしているが、住宅用太陽光発電は県民が最も参加しやすいのではないかと。しかし、新たな総合計画141ページを見て驚いたが、太陽光などの再生可能エネルギーに係る補完指標が「利用したい」または「すでに利用している」と回答した県民の割合を高める設定にとどまっている。この指標設定で本当に住民参加型の地域密着型再生可能エネルギー推進になるのかと、率直な疑問を持った。このような部分にこそ、より明確な目標を掲げて再生可能エネルギーを推進すべきではないかと思うが、そうになっていない。

また、新たな総合計画にはやはり水素関連が大きく掲げられているが、今定例会の代表質問でも述べたように水素は新エネルギーとしての実用化が極めて難しいと思う。2030年までに水素ステーション設置を増やすにしても20基であり、20基増によって水素自動車の利用はどの程度伸びるのか。それを本県のエネルギー政策の基本としてよいのか。もっと地に足をつけた再生可能エネルギー推進計画も考えていかなければならないと思う。現在も地に足をつけた取組が不十分であり、計画自体も地に足がついていないと思うが、どのように検討してきたのか。

エネルギー課長

2040年までに県内エネルギー需要の100%相当量を生み出すことを目標とした再生可能エネルギー推進ビジョンは現在改定作業中であるが、宮本委員指摘の新たな総合計画に関する部分を含め、まずは県として再生可能エネルギーの施策展開を今後の10年に向けてどのように進めていくかを当該ビジョンで体系的に整理した上で示すことができるよう準備を進めている。

新たな総合計画における指標設定については様々な議論を踏まえ、水素に係る指標を加えたところだが、地産地消や地域分散型で県民に身近な住宅用太陽光発電は重要な施策であるとの認識に変わりはない。住宅用太陽光発電の蓄電池に係る施策も並行して進めているが、最初から費用負担なく無償で設置する取組等、新たな要素もあるため、それらをしっかり分析しながら、方向性を改定中のビジョンで明確に掲げていきたい。新たな総合計画における指標から住宅用太陽光発電を除いたため取組を全く進めないというわけではない。

また、宮本委員指摘のとおり水素は開発途上であるが、カーボンニュートラルにおいては、アンモニアも含め、水力や太陽光等による再生可能エネルギー由来の水素を広く活用できる時代が10、20年先には到来すると思われる。その先を見据えた上で再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県から挑戦的な取組を一つ一つ進めている。

なお、水素ステーションや燃料電池自動車の拡大はこれからであるが、水素は次世代エネルギーとしての期待が大きいに、将来的には発電所の燃料として混焼、専焼等に活用する展開も見込まれるため、それらの技術革新等を踏まえながらしっかりと進めていく考えである。この点は再生可能エネルギー推進ビジョンに明記し、県民の理解を得られるよう推進していきたい。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギー推進ビジョンには住宅用太陽光発電も盛り込んでいくとのことだが、新たな総合計画を進める上で

はやはり地球温暖化対策への取組が根幹であり、これを太い柱として地域密着型の再生可能エネルギーを進めていくことを位置づけなければならないのではないか。

10年間で水素ステーション20基の整備にとどまっているように、水素の利用を大きく伸ばすのはなかなか難しいのではないかと。改めるには当然国のエネルギー基本計画自体も見直しが必要だと思うが、県としてのエネルギーミックスの考え方が重要ではないか。先ほどの土地利用基本計画にも関係するが、再生可能エネルギーの位置づけに係る基本的な考え方をしっかりと整えていく必要があると思うため、かみ合わせたビジョンの策定を要望として述べておく。

また、アンモニアについて触れていたが、石炭火力発電にアンモニアを混焼させてCO₂の排出量を約20%削減できることか。本県のIGCCでCO₂を約15、16%削減できる新技術の開発として推進されているが、15%、20%が削減できるかどうかではなく、石炭火力発電所はこの10年間で排出量をゼロにする、つまり石炭火力発電所の廃止までいかないとIPCCが求める2030年までのCO₂45%削減すらできない。世界はアンモニア混焼レベルの話ではなくなっており、COP26の開催国であるイギリスは2024年までに石炭火力発電所を全て廃止する方向性を出している。石炭火力発電所にしがみついている日本は、世界から見て異常ではないか。新技術だからよいとして県がとどまっているのであれば、それは大問題である。

新エネ社会構想では本県で新エネルギーの実証を推進すると記載があるが、それに乗っかる県政でよいのか。むしろ終わりを告げるのが本県の役割ではないのか。ビジョンの見直しにおいて新エネルギーの推進の位置づけを明記する必要があると述べておくが、部長の意見はあるか。

企画調整部長

再生可能エネルギー先駆けの地を目指していくに当たっては、本県が世界に類を見ない原発事故による被害を受けた事実を踏まえ、地球温暖化対策など社会情勢の変化をしっかりと考慮していく必要があると思っている。

今定例会では新たな総合計画を議案として提出し、加えて今年度内に再生可能エネルギー推進ビジョンも見直しを進めるが、エネルギー政策に係る国及び地方公共団体の責務はエネルギー政策基本法に定められており、国が決めたエネルギーミックスに係る施策に準じて県も取り組んでいくことが基本である。石炭火力発電所の低減の方向も検討されると思うが、明日すぐの廃止は不可能である。さらに、再生可能エネルギーの導入拡大を進めるとしても、1日のうち発電できない時間帯へのカバーは必須であるため、地に足をつけた再生可能エネルギーの推進が県には必要ではないかと思う。

佐久間俊男委員

私も電力の安定供給や安全保障等については自分なりの見解を持っているが、まさに部長が述べたとおり、明日、明後日すぐに火力発電所を廃止することは不可能である。また、再生可能エネルギーの出力調整に係るベース電源の多くは石炭火力等でもあるため、私の姿勢としては、そのような議論は専門家の中で行ってもらいつつ、県にもしっかりと見守ってもらうよう述べておく。

東京オリンピック・パラリンピックについて聞く。課題は残したが県民の理解を得つつ無事開催に至り成功したと思っているが、それは企画調整部や文化スポーツ局、そしてオリンピック・パラリンピック推進室を含めた執行部によるたゆまぬ努力の結果であり、心から深く感謝と御礼を述べる。残った課題に対する今後の取組について、文化スポーツ局長説明要旨には都市ボランティアの活動の機会の創出やスポーツによる交流人口の拡大等に取り組んでいくと記載があるが、具体的な内容を聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

都市ボランティアの主な役割は観光案内や交通案内を通したおもてなしであり、スポーツイベントに限らず各部局が実施する様々な行事での活動が可能だと思っている。現在他部局に、今年度後半でボランティアの活動が可能な行事の有無について照会しており、活動の場の提供の創出に向けた取組を進めている。

また、あづま球場は野球・ソフトボールの開催に加え、両競技の金メダル獲得につながった非常に縁起のよい場所として、県内外はもとより国内外からも注目を集めた。特に（公財）日本ソフトボール協会とのつながりが深まり、今年11月

には日本女子ソフトボールリーグの決勝トーナメントが開催されることとなった。今後もこのようなつながりを生かして、あづま球場の利活用促進やスポーツの交流人口拡大に向けた情報発信に取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

コロナ禍の影響もあり、老若男女にわたるスポーツの交流人口拡大がなかなか困難な部分も多かったと思うため、積極的な取組を推進願う。

次に、Jヴィレッジについて聞く。部長説明で触れていたインターハイ男子サッカー競技の固定開催は、大変な苦労を経て出した結果だと思っている。もちろん企画調整部や教育庁、そして（公財）全国高等学校体育連盟など関係者による水面下での努力があったと推察するが、このインターハイの固定開催によって、小中学生の全国大会や大人の大会も含め相当な発信力を強化できるのではないかと。Jヴィレッジとしての発信力の強化について、考えを聞く。

エネルギー課長

Jヴィレッジは2019年4月に全面再開を果たしたが、サッカーの聖地として、また、本県復興のシンボルとして様々な施策の実施を積み重ねてきた。地域での利用やスポーツ以外の多彩な利活用、このコロナ禍を踏まえ運動施設としての無料開放等様々な施策による多様化を図りつつ、基本となるサッカーの聖地やスポーツに係る取組も着実に進めてきた。

（公財）日本サッカー協会の田嶋会長による強いリーダーシップが背景にあったこともあり、2024年度からのインターハイ男子サッカー競技の固定開催が決定した。現在は2024年度に向けて、日本サッカー協会や主催者の全国高等学校体育連盟、教育庁と連携しながら準備を進めている。震災以前も、Jヴィレッジで大きな大会があると周辺の旅館やホテルに協力を求める動きがあったが、インターハイとなるとかなりの動員数が見込まれるため、宿泊場所を含めマネジメントできる体制整備が重要であるとして関係者間の意識を共有し体制強化に向けて動いている。そのような実績を重ねることで、Jヴィレッジを拠点とした地域振興や復興の進捗が目に見える形で進んでいくと思われるため、インターハイ固定開催をきっかけとした全国規模の大会の復活につなげたい。

サッカー以外にも、例えば今年の24時間テレビの企画で五郎丸歩氏がJヴィレッジのコースを走っていたが、五郎丸氏はラグビー日本代表としての最初の試合会場がJヴィレッジであったとのことで強い思いを持っている等、ラグビー界からもJヴィレッジの多様性や使い心地の点等で評価を得ている。また、バスケットボール競技での体育館利用など、様々なネットワークを広めて新しいJヴィレッジの利活用を図り、ひいては交流人口拡大につながるよう県としてしっかり取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

まずは大きな大会のマネジメントが重要ではないか。2019年にはJヴィレッジ駅も新設されたが、大きな大会の場合は公共交通機関や宿泊施設、さらには飲食店にも影響があると思うため、1つの産業拠点として育てるよう積極的な決意を持った県の取組に期待する。インターハイの固定化を大いに生かして、日本はもとより世界にJヴィレッジをアピールし情報発信するよう願う。

長尾トモ子委員

東日本大震災、原発事故から10年が経過した。被災当時は復興できるのかとの思いが漂っていたように感じるが、県の努力により当時と変わってきたこともあるのではないかと。

先日、「新生ふくしま」の実現に向けて「復興の軌跡」を見たが、この10年間の各自治体の頑張りによって今があると改めて感無量の思いを抱いた。10年間の努力が今の結果であることを、県民にも伝える必要があるのではないかと。この間の頑張りにより本県がこれからの未来に向かっていくと思うため、次の時代に向けた取組はたくさんあると思うが、各市町村による10年間の取組をどのように県民へ伝えていくのか。

復興・総合計画課長

復興状況の発信については、これまで「新生ふくしま」2020年に向けて「復興の軌跡」を作成してきたが、記載しきれない程に復興の取組が広がってきていた状況もあり、今年度新たに「新生ふくしま」の実現に向けて「復興の軌跡

～」として作成し直し、その際に市町村の動きも掲載した。第2期復興計画の策定も、SDGsの動きと軌を一にするものと考えている。このように、県内はもとより県外や国内外への発信が非常に重要だと思っている。

加えて、今定例会で提案している新たな総合計画が議決された暁には復興と地方創生を両輪で進めていくことになるが、現在の復興状況については様々な機会を捉えて市町村や小中高校生、大学生等に対して発信することによって新しい気づきにつなげられるよう、取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

復興・総合計画課長の説明のとおり、小中学校等に対し機会を捉えて伝えることが大事だと思う。知事も自分事として捉えていくことが大事であると述べていたように、その視点で今後も取組に努めるよう願うが、部長から意見があれば聞く。

企画調整部長

震災から10年を経て最も顕著なのは、広大な県土の中において復興の進捗が地域間で大きな差があることではないか。双葉郡のようによくスタート地点に立ちつつある地域もあれば一方で中通りや会津など、10年間の進捗内容に地域間で大きな差が出てきてしまっていることは事実であると思う。

各地域の県民が持つ様々な思いに応えられるよう、広大な県土全てを担当する広域自治体として今後はきめ細かな県政を展開していかなければならない。そのためには、県民が自分事と思えるよう県づくりの成果について可能な限り多くの県民と対話する等、県を理解してもらえ取組の推進に尽きるのではないかと。復興・総合計画課長からも説明した、県の取組をきちんと丁寧に説明する機会や情報発信への尽力に、担当部長としても努めていきたい。

三瓶正栄委員

佐久間委員の質問に関連するが、今般の東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、このコロナ禍の中で大成功までとは言わないが成功裏に終わったのではないかとと思っている。開催に尽力した大会関係者や執行部に敬意と感謝を述べる。

特にパラリンピック、例えば車椅子ラグビーや車椅子バスケットボール等様々な競技が行われたが、今まで分からなかったルールが今大会のテレビ視聴を通じて初めて分かったとの声も聞いている。先日知事を表敬訪問した車いすバスケットボール競技でいわき市出身の豊島選手は、今季での勇退を表明している。また、車いすラグビー競技で三春町出身の橋本選手は、今大会は銅メダルであったが次は金メダルを目指して頑張りたい旨の、強いメッセージを発信している。そのような選手たちに対し、今後県としてどのように支援していくのか。

スポーツ課長

東京オリンピック・パラリンピックが無事開催できたが、当課もオリンピック、パラリンピックの選手に様々な支援を行ってきた。当課は障害者スポーツも所管しており、(公財)福島県障がい者スポーツ協会とも情報共有しながら様々な事業を実施してきたが、今後はパラリンピック選手についてもネクストアスリートとして指定しながら支援していきたい。今大会では本県出身のパラリンピック選手が何人も活躍したが、中でも橋本選手は県主催の導入教室で車椅子ラグビーと出会って世界に羽ばたいていることから、スポーツ教室等の充実も含め取組を進めていきたい。

三瓶正栄委員

ぜひともよろしく願う。今大会は様々な障壁があったが、多くの県民から感動したとの声を聞いている。次世代の子供たちや孫たちが大きな夢と希望を持てるよう、次大会につながっていくことを願う。

山口信雄委員

福島イノベーション・コースト構想の中心となるのは国際教育研究拠点かと思うが、具体的な内容については今年度中に国から話が来ると耳にしつつ、最近はなかなかその話題も出てこない。実際には国から話が出て県が取り組んでいくことになると思うが、当時のスケジュールから大分遅れているのか。最終的には2024年の本格開所を目指す予定だったが、様々な準備を考えると難しいのか。可能な範囲で説明願う。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

昨年12月に国際教育研究拠点の政府成案が決定し、復興庁を中心とした関係省庁会議が3回開催される等、現在も調整を進めていると聞く。政府成案には今秋までに法人形態を決定、今年度には基本構想を策定するとの記載があるため、現在復興庁がしっかり調整を進めていると認識している。

山口信雄委員

踏み込んだ説明が難しいかと思うが、スケジュールは遅れ気味なのか。当該構想の内容がなかなか県民にも伝わりづらい部分がある中で中心となるのは、やはり国際教育研究拠点だと思う。情報発信が形になれば様々つながり分かるようになると思うが、当該拠点を置く地元としての考えを聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

山口委員指摘のとおり、国際教育研究拠点は当該構想の中核をなす司令塔として、県も非常に期待を寄せる施設である。今定例会の代表質問でも、企画調整部長が当該拠点の実現に向けて取り組んでいくと答弁しているが、先ほど説明したとおり現在復興庁が各省庁と様々な調整を進めていると推察する。整ってきた際には、提供される情報を受け取りながら県もしっかり期待を伝えつつ、実現に向けてしっかりと関わっていききたい。

企画調整部長

今の説明に補足するが、政府成案策定前に作成された有識者会議による最終とりまとめにおいては、2023年春の一部開所、2024年の本格開所と記載がある。政府成案に同様の記載はないが、開所時期から逆算して何かしらを開所することは維持されている。また、次期通常国会での法人化に係る関連法案提出を目指し、現在復興庁等の関係省庁において議論が進んでいる。毎週のように復興庁担当者とやり取りを行っているが、メール受信が夜中2時、3時頃の日もあり非常に頑張っていることは事実である。

ただし、関係省庁間の調整に時間を要していると、広域自治体である県が進める調整に必要な時間が短縮され、調整に支障が生じてしまう。広域自治体として立地場所や周辺のまちづくり関係への対応も発生する。浜通りは南北に長く100km以上の距離があるが、復興の進度に差が生じている。その中で、国際教育研究拠点は第2期復興・創生期間において最も注目すべきかつ成果を出していくべき大きなプロジェクトである。絶対に成功させるためにも、日頃から国と連携しつつあまり情報が入ってこない状況に市町村が慣れてしまうことがないように、国、県、市町村間での情報共有に努めていきたい。場所のみならず内容も詰めていく佳境に入っている時期だと思うため、しっかり対応していきたい。

山口信雄委員

私が触れようとした部分を部長が述べてくれたが、やはり時期が決まっていると計画を受けた地元が立地場所だけでなく様々な調整を進めていくことはとても大変だと感じるため、今後の対応に尽力するよう要望して質問を終わる。

宮本しづえ委員

先日の報道で、農産物の風評被害に係る賠償について東京電力が誤った係数を用いて計算したため正しく賠償されていなかったことが明らかになった。東京電力も謝罪して是正することになったが、なぜこのような誤りが発生したのか。JAを通して請求する賠償はそうでなかったが、個人で請求する賠償は別の係数を用いていたことが原因と東京電力は説明している。

県として原因を解明していかないと、例えば今後の風評被害発生時における賠償請求時も同様の問題が発生しないという保証はない。今回の件は東京電力に抗議し原因解明も求めていく必要があると思うが、どのように対応したのか。

原子力損害対策課長

避難指示区域外の農林業における風評賠償は、2019年から事故前と販売時の価格の差額を賠償する新たな方式に移行している。また、原発事故後の全国的な価格変動を考慮した価格変動係数が導入され、東京電力はホームページで全国平均価格変動係数表を公表していたが、今回その価格変動係数の一部不備により賠償額算定において誤りがあった。直ちに正しいものに修正すべきとして、9月24日に東京電力が来庁した際、是正措置を取り正しい形で賠償していくよう申し入れ

た。適正で公平な賠償がなされるべきとして、引き続き国と連携しながら東京電力に対し強く申入れを行っていく。

東京電力のホームページに公表されている全国平均価格変動係数表には、取引量が少ない時期は係数が正確に算出できないため100%として記入する旨が案内されていた。しかし、東京電力は梨、ブドウについて収穫時期で取引量が多いにもかかわらず価格変動係数が200%を超過したことを異常値とみなし、機械的に100%と算出した。これからはこのようなことがないよう社内で対応すると聞いているため、県としては今後の動きを注視していきたい。

(10月 4日 (月) 議員提出議案第100号)

佐藤雅裕委員長

はじめに、検討会委員による条例案の取りまとめに対してねぎらいの意を述べる。議案提出者を代表した議員2名から説明があったとおり、本県は広大かつ様々な地域を抱えている県土であり、この過疎・中山間地域をどうしていくかが非常に大きな課題となっている。

現在世の中において様々な動きが加速的に進んでいる中で、説明で触れていたように持続的な発展が今後重要になってくると思っているが、当該条例の改正を行う目的を改めて聞く。

安部泰男議員

先ほど小林会長が説明したとおり、本年4月に新たな過疎法が施行され、法律の目的が過疎地域の自立促進から持続的発展に変更された。また、近年自然災害が頻発化、激甚化する中で、過疎・中山間地域が有する国土保全等の多面的機能が改めて認識されるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつある。そのような過疎・中山間地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の過疎・中山間地域の振興において求められる新たな視点や施策を条例の規定にしっかりと反映させるために改正を要すると考えた。

佐藤義憲副委員長

条例改正の全体的な部分に関連するが、当該条例の改正に係るこれまでの検討経過を聞く。

佐々木彰議員

今年7月7日に各会派の議員10名で構成する福島県過疎・中山間地域振興条例見直し検討会が設置され、会期内外問わず検討を進めてきた。当該検討会ではワーキンググループを設けず、全員で条例改正案の検討を集中的に行うこととした。また、検討に当たっては、参考人として福島大学行政社会学類の地域づくりを専門とする教授を招致し、過疎・中山間地域の現状や課題等について意見を聞いた。

7月からの約3か月間で6回の検討会を開催し、可能な限り各委員からの視点や意見を改正案に反映するべく丁寧に協議を重ねつつ精力的に検討を進めた結果、先日9月24日に条例改正案を取りまとめ、議長報告を行った。

亀岡義尚委員

条例改正によってどのような効果を期待しているのか。

渡部優生議員

今後の過疎・中山間地域の持続的発展のために求められる視点や取組等について、県議会として執行部はもとより市町村、団体、県民等に明確なメッセージを送ることになり、様々な主体による連携や協働の下で力強い取組が促進されることを期待している。なお、福島県過疎・中山間地域振興戦略が今年12月に改定予定であり、本条例の理念が当該戦略にも反映され具体的な施策展開が図られることを望む。

矢吹貢一委員

新過疎法では、国の財政支援の対象となる市町村が全国で45減の3増、計820市町村となったが、本県では会津坂下町及び湯川村が対象外となった。また、対象外となった自治体に対する財政支援の経過措置期間が5年間から7年間に延長、

さらに税制面における特例や地方税の減収補填措置は4年間の延長となっているが、改正条例では会津坂下町及び湯川村についてどのような取扱いとしているのか。

江花圭司議員

会津坂下町及び湯川村は新過疎法において過疎地域の対象外となったが、本条例においては第2条第4項に規定する「それらの地域に類する地域」として規則に定める地域に該当し、引き続き本条例の対象である過疎・中山間地域に含まれる。よって、会津坂下町及び湯川村に対しても本条例に規定する様々な施策等を通し地域の持続的発展に向けて必要な支援等の取組を促進していきたい。

山口信雄委員

改正条例第7条第1項には新技術の活用による各種対策の推進と記載あるが、どのような取組を想定しているのか。

三村博隆議員

近年、ICT等の情報通信分野における技術革新が目覚ましく進展しており、新たな技術の有効活用によって過疎・中山間地域における不利な条件の克服が期待できることから、情報通信基盤の整備と並行してスマート農林水産業や遠隔医療、遠隔教育等様々な取組の推進を想定している。

佐久間俊男委員

第7条第4項で生活環境の確保を規定した理由を聞く。

大橋沙織議員

過疎・中山間地域では生活に必要な公共交通機関や商業施設が減っており、また、いわゆる買物弱者の問題が深刻になっている。その中で、高齢者の免許返納後も含め住民が安心して住み続けられる生活環境の確保が重要であると考え、移動や交通手段の確保、商業機能、ガソリンスタンド等の燃料供給など日常生活に必要な不可欠なサービスの維持に係る各種対策を講ずる旨を新たに規定した。

宮本しづえ委員

第8条の産業の振興に関連するが、私は過疎・中山間地域の産業分野では第一次産業の振興が非常に重要だと考えている。改正条例において過疎・中山間地域の産業の振興を図るために重視した取組を聞く。

水野透議員

過疎・中山間地域は地形や気候条件、生活文化等が様々であるため、まず第8条第2項で各地域が有する特性や資源、経営体の規模の違い等に応じて一律的な施策ではなくきめ細かな支援を行う旨を追記した。その上で雇用の場の創出が一層重要となるため、既存の産業の振興を図るとともに企業誘致、観光振興、新産業の育成等新たな活力の導入を図るための措置を講じていく旨を第3項として新たに規定した。

三瓶正栄委員

第9条第2項で交流の促進のために新たに盛り込んだ視点を聞く。

安部泰男議員

過疎・中山間地域の持続的発展を図っていく上では、他地域との交流活動や連携が大変重要になると考えている。改正前の条例で規定していたグリーン・ツーリズムの推進に限らず、例えばふるさと納税や地域おこし協力隊等を契機として地域と接触した人々が他の地域への思いを持ち、多様な形で地域と継続的に関わり応援してくれる関係人口や、観光やイベントで訪れる交流人口、そして縁があって住民となる移住、定住等地域における多様な関わり方の促進に必要な措置を講ずることについて第2項に追記した。

長尾トモ子委員

人口減少が進む中では過疎地で住民が安心して子供を産み育てる環境が重要だと思うが、第10条に新設した理由を聞く。

佐々木彰議員

過疎・中山間地域においては、人口減少や少子高齢化の進行が著しく担い手不足の問題が顕在化している。第11条で担

い手の確保及び育成を規定しているが、地域の未来を担う人材の確保及び育成を図るためには、住民が安心して子供を産み育てる環境の充実が何よりも重要であると考え、第11条の前に第10条として新たな規定を設けた。